

外国人観光客実態調査業務委託に伴うプロポーザル実施要領

1 事業名

外国人観光客実態調査業務

2 事業目的

本事業は、和歌山市を訪れた外国人観光客についてその動向を調査し、交通機関の利用状況をはじめ、観光レクリエーションの目的、市内及び市外への立ち寄り状況、旅行日数等を把握し、今後の本市における観光施策の効果的な推進を図るための基礎資料を得て、それに対応した誘客ツールを活用していくことを目的とする。

3 事業概要

本業務は、和歌山市内の外国人観光客の動向について調査を実施し、その特性、傾向などの分析を行い、それらの結果から外国人観光客誘致の戦略的方向性を提案し、地域の活性化を図る。

(1) 委託期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

(2) 外国人観光客実態調査

FIT（個人旅行）や団体旅行等の特性、傾向等を調査し、調査結果を反映したパンフレット等の誘客ツール（印刷物、データ）を作成すること。

(3) 見積限度額

7,031千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 提案にあたっての基本的事項

(1) 調査計画

調査対象条件等の整理、方針の策定、調査計画書の作成

(2) 調査項目

・国籍	・性別、年齢	・同行者	・旅行回数	・旅行目的
・日程	・立寄先	・宿泊地	・旅行計画時の情報の情報収集方法	
・旅行中の情報収集方法		・満足度	・再来訪意向	・旅行手配
・食事	・交通機関の利用状況			

(3) 調査内容

調査形式、対象国（タイは必須）、調査場所、調査期間（春夏秋冬は必須）、サンプル数

(4) 調査結果

集計、分析、調査分析を反映したパンフレット等の誘客ツール、成果品（印刷物、データ）

(5) 見積書

5 提案項目

申請者は、前記4の事項を踏まえ、次に掲げる項目について提案すること。なお、提案内容はできるだけ具体的に記載すること（様式自由）

- (1) 調査計画
観光施策の観点から、事業の実施方針を記載すること。
- (2) 調査項目、調査内容
外国人観光客の実態が把握できる項目、内容について具体的に記載すること。
サンプル数は動向分析において統計処理上必要なサンプル数を記載すること。
- (3) 謝礼品
調査協力者を高めるための内容について具体的に記載すること。
- (4) 実施体制
調査、分析が円滑に実施できるような調査方法を具体的に記載すること。
- (5) 調査結果
集計方法、分析方法、誘客ツール、観光客誘致戦略の方向性、成果品の内容について具体的に記載すること。
- (6) 自由提案
外国人観光客の誘致促進施策や誘客ツール作成等の独自の取組提案がある場合は具体的に記載すること。
- (7) 過去の類似実績
過去に類似事業を行った実績のある場合は、その経歴や概要を記載すること。

6 プロポーザル参加資格

- (1) 和歌山市内に本社又は事業所等を有する和歌山市観光協会加盟の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする者でないこと。
- (5) 当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
- (6) 和歌山市及び他の自治体において指名停止期間中でないこと。

7 募集開始から事業開始までのスケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 募集開始 | 平成27年2月27日（金） |
| (2) 説明会 | 平成27年3月5日（木） |
| (3) 企画提案書等の提出 | 平成27年3月17日（火） |
| (4) 選考会（プレゼンテーション） | 平成27年3月24日（火） |
| (5) 選考結果の通知 | 平成27年3月下旬 |
| (6) 事業開始 | 平成27年4月1日（水） |

8 説明会

- (1) 開催日時 平成27年3月5日（木）14時30分～
- (2) 開催場所 和歌山市役所本庁舎7階記者会見室

9 提出書類等

(1) 提出書類・部数

- ① 応募申請書（1部）
- ② 企画提案書（10部）
- ③ 見積書（正本1部・写し9部）

(2) 留意事項

- ① 応募申請書は別添の様式を使用すること。
- ② 企画提案書はA4判・15ページ以内とし、左綴じとすること。
- ③ 見積書には積算の明細・根拠を具体的に記載すること。

10 書類の提出

- ① 提出期限 平成27年3月17日（火）17時まで
- ② 提出先 和歌山市観光協会事務局（和歌山市観光課内）
和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎10階
- ③ 提出方法 持参による（郵送による提出は認めない。）

11 選考会（プレゼンテーション）

(1) 開催日

平成27年3月24日（火）16時～

(2) 選考方法

提案者によるプレゼンテーション（約10分）及び審査委員から提案者への質疑（約5分）を行い、別添の審査基準に基づき選考を実施する。なお、プレゼンテーションは提出した資料のみを使用することとし、パワーポイント等の使用は不可とする。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、書面により各提案者に通知する。

(4) その他

選考会の場所や時間等、詳細については応募申請者に別途連絡する。

12 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の提出は1者につき1件とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類が期限までに提出されなかった場合は、いかなる理由においてもプロポーザルに参加することはできない。
- (3) 企画提案書等の提出書類の作成に要する費用については、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限以降における企画提案書等の差換え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された書類等の記載事項に虚偽のあることが判明した場合は、その時点で失格とする。
- (7) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市観光協会のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (8) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市観光協会に帰属する。
- (9) 事業者は他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行わなければならない。また、

- 会計帳簿等の帳簿類は事業終了後5年間の保管を必要とする。
- (10) 事業者は業務開始後に和歌山市観光協会から事業の実施内容等について提案があった場合は、特別な理由がない限り提案に応じるものとする。
 - (11) 収支決算において事業の実施により余剰金が生じた場合や、事業の減額が生じた場合は、本協会に返還するものとする。
 - (12) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
 - (13) 本プロポーザルは、和歌山市の平成26年度の補正予算成立を前提に準備行為として行うものであるので、予算が成立しない場合は、本プロポーザルの選定等は無効とする。

13 応募先及び問合せ先

和歌山市観光協会事務局（和歌山市観光課内）

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎10階

T E L 073-435-1234 F A X 073-435-1263

【審査基準】

審査項目	審査の内容	配点
調査計画	観光施策に寄与するものか	10点
調査項目、調査内容	外国人観光客の実態が把握できる調査項目、内容になっているか	20点
	対象国、調査場所、調査期間に偏りはないか	
	サンプル数は動向分析において有効であるか	
謝礼品	謝礼品の内容は地域特性、環境を考慮したものになっているか	10点
	活用方法は効果的なものになっているか	
実施体制	業務の実施方法が適切であるか	10点
	調査時間帯、調査場所等が明確に提案されているか	
調査結果	集計方法、分析方法は有効であるか	20点
	分析情報を反映したパンフレット等の誘客ツールは本業務を踏まえた内容になっているか	
	観光客誘致戦略の方向性についての提案ができているか	
自由提案	実現性のある独自の取組提案があるか	10点
過去の類似実績	類似業務の実施実績があるか	10点
見積書	経費の見積もりが妥当であるか	10点
	提案内容との整合性はとれているか	
合計		100点